

平成15年度11月補正予算について

注： は新規施策分
は大幅増額分
()は累計額
単位：千円

給与改定経費 4,777,855

職員給与改定費 4,763,983

一般会計 (21,483人)		4,302,262 千円
一般職員 (5,015人)		997,512 千円
警察職員 (2,704人)		558,971 千円
小学校職員 (5,866人)		1,179,452 千円
中学校職員 (3,439人)		681,179 千円
県立中学校職員 (30人)		6,359 千円
高等学校職員 (3,523人)		699,462 千円
特殊学校職員 (906人)		179,327 千円
企業会計 (2,206人)		461,721 千円

特別職期末手当改定費 13,872

期末手当の年間支給割合の引下げ
年間3.5月分 3.3月分 (0.2月分減)
一般会計 (57人)

[職員給与改定の概要]

1 給与改定率 1.06% (給料表の改定 0.99%、諸手当の改定 0.07%)
〔平成14年度 2.02% (給料表の改定 1.79%、諸手当の改定 0.23%)〕

2 諸手当の改定

・扶養手当
配偶者 月額 14,000円 13,500円 (500円)

・通勤手当 (16年4月1日以降適用)

区分	現行	改正案
通勤に要する額の算出期間	1箇月	最長6箇月
交通機関等利用者及び併用者の限度額	45,000円	60,000円
2分の1加算限度額	7,500円	加算措置廃止

・医師の初任給調整手当 (支給月額の高限度額)

区分	現行	改正案	改定額
医(一)及び大学教育職の医師等	311,400円	307,900円	3,500円
その他の医師等 (医系教官等)	50,800円	50,200円	600円

3 期末手当の年間支給割合の変更 (16年4月1日以降適用)

年間支給割合3.25月分 3.0月分 (0.25月分減)

6月期 1.55月分 1.4月分 (0.15月分減)

12月期 1.7月分 1.6月分 (0.1月分減)

(特定幹部職員についても、同様の支給割合を変更する)

本年度に限り、12月期の期末手当支給割合を1.45月分(0.25月分減)に引き下げる。

4 調整措置 15年4月から実施日の前日までの公民較差相当分を所定の計算方法で算出し、15年12月期の期末手当で減額調整

5 実施時期 15年12月1日